

「やまがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代（概ね平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代を指す。以下同じ。）は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がおられる。

こうした状況を踏まえ、令和元年5月、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」令和2年より山形労働局、山形県をはじめ、市町村、関係行政機関、山形県内の経済団体、労働団体、業界団体、支援機関等から構成される「やまがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「やまがたPF」という。）を設置し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

令和6年6月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スクリーニングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下、「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組んでいくため、やまがたPFの名称を改め「やまがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「やまがた協議会」という。）を設置することとする。

2 構成員

別表に掲げる団体のとおりとする。

なお、必要に応じ、その他の関係団体等の参画を求ることとする。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

（1）山形労働局

- ・やまがた協議会とりまとめ共同事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（県内公共職業安定所による企業説明会、就職面接会の開催を含む）
- ・各種支援策等の周知、広報、実施

（2）山形県（産業労働部雇用・産業人材育成課）

- ・やまがた協議会とりまとめ共同事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）

- ・実施事業の進捗管理
- ・中高年世代を対象に含む職業訓練の充実
- ・各種支援策等の周知、広報、実施

(3) 山形県（健康福祉部地域福祉推進課）

- ・管内の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立PF」という。）の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・管内の孤独・孤立対策PFと連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策等の周知、広報

(4) 山形県（健康福祉部障がい福祉課）

- ・管内の市町村プラットフォーム（以下「市町村PF」という。）との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町村PFの好事例の把握と展開
- ・各種支援策等の周知、広報

(5) 山形県（しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課）

- ・若者相談支援拠点における、こども・若者支援の相談窓口の設置
- ・各種支援策等の周知、広報

(6) 経済団体、労働団体

- ・イベント等で中高年世代の積極採用、正社員化、各種支援策等の周知、広報
- ・中高年世代を対象とした、正社員求人要請や、企業内の正社員化を含む待遇改善の働きかけ
- ・やまがた協議会共同事務局への政策提案

(7) 業界団体

- ・関係業界、関係団体への協力要請など
- ・やまがた協議会共同事務局への政策提案

(8) 支援団体

- ・各種支援策等の周知、広報
- ・職業訓練の充実（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部）
- ・やまがた協議会共同事務局への政策提案

(9) 市町村

- ・各種支援策等の周知、広報
- ・市町村PF実施に係る調整
- ・やまがた協議会共同事務局への政策提案

(10) 行政機関

- ・各種支援策等の周知、広報

4 やまがた協議会における取組事項

やまがた協議会は、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を社会全体で支援できるよう、山形県内の各界が一体となって気運を醸成し、積極的な採用・待遇改善や社会参加への支援に結びつくような土壌を創る。

また、中高年世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3類型の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」(別添2)の推計を参考にすることとする。

① 不安定な就労状態にある方

- ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている方
- ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 就職を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

- ・非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している方

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方

(※) 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握については、その手法を検討するとともに必要に応じ、山形県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPI(重要業績評価指標)の設定及び事業実施計画の策定

- ① 適切なものを検討の上設定する。
- ② KPIを達成するため、事業実施計画を策定する。
- ③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村PFとの連携

やまがた協議会は、市町村PFの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村PFとの情報共有と課題の対応を行う。

例えば

- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入先の開拓、雇用にあたっての必要な配慮）

- ・経済団体、他の地域等とのつながり作りの支援等の要請に対応するとともに市町村 PF の好事例の周知等、必要な情報提供

5 やまがた協議会の会議運営

(1) 上記の会議を行うため、原則として年2回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。

(2) やまがた協議会に座長を置き、山形労働局職業安定部長をもって充てる。
なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金を活用した事業の効果検証及び事後評価

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金計画で設定した KPI の効果検証並びに交付金計画期間における事業及び KPI の達成状況について事後評価を行う。

7 秘密の保持

やまがた協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和 7 年 9 月 17 日から施行する。